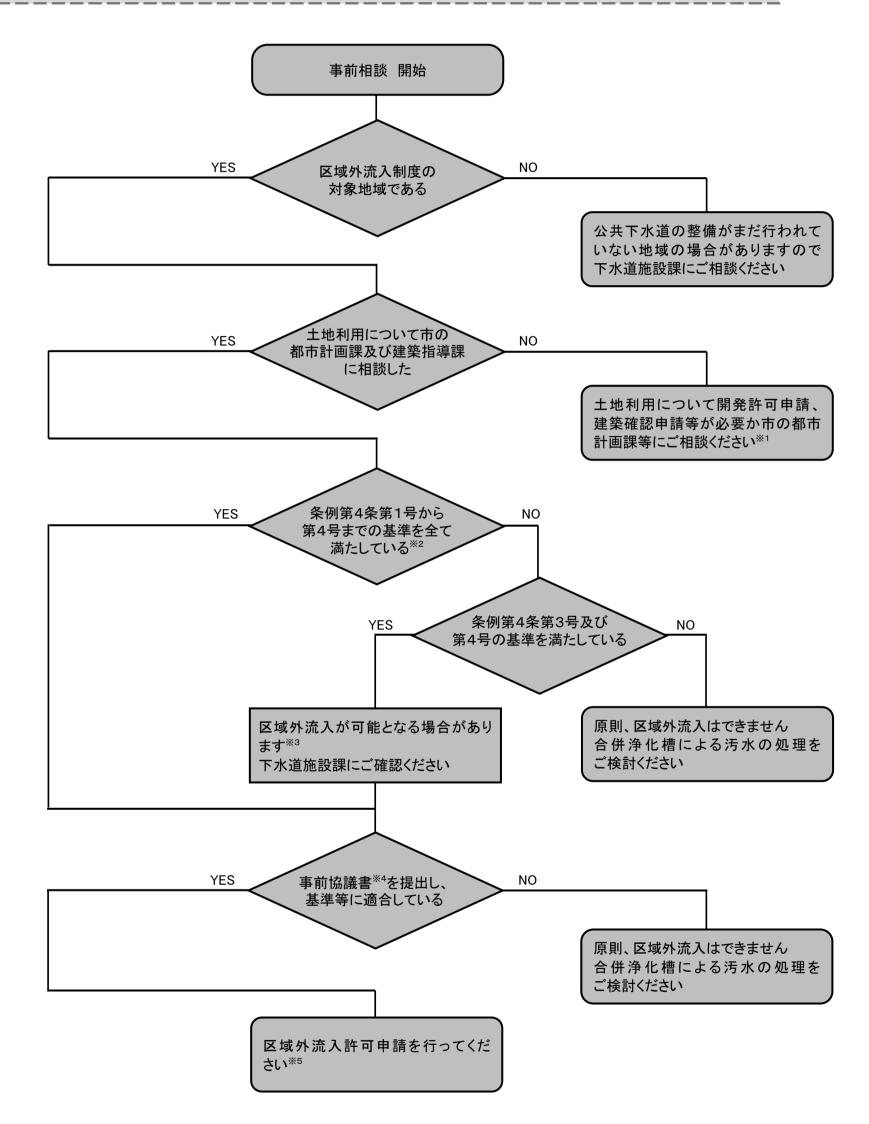
区域外流入許可申請までのフロー

区域外流入は、土地が市街化区域に面しているからといって、全て可能とは限りません。 既存の下水道施設の能力等(管きょの流下能力、施設の処理能力等)を総合的に判断するため、 確認していただく事項が多くあります。

そのため、必ず下水道施設課で事前の確認、協議をお願いします。



- ※1 区域外流入を希望する場合、開発許可及び建築確認申請には、区域外流入の許可取得が条件となる場合があります。
- ※2 確認は申請者に行っていただきます。詳しくは下水道施設課にご確認ください。
- ※3 自費で下水道本管を整備いただける場合や宅内に個人管理のポンプを設置する場合等、審査の上、区域外流入を可能とする場合があります。
- ※4 建築物の用途が自己の居住に要する1軒の専用住宅である場合、事前協議書の提出は原則不要です。詳しくは下水道施設課にご確認ください。
- ※5 別途、物件設置許可申請(取付管等、排水施設の設置)及び排水設備確認申請(宅内配管等、排水設備の設置)も必要となります。